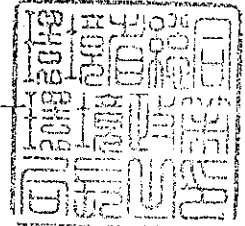




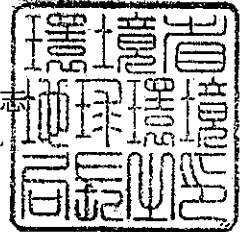
環政総発第 100806001 号
環地総発第 100806002 号
平成 22 年 8 月 6 日

小泉 博 殿

環境省総合環境政策局長 白石 順



環境省地球環境局長 寺田 達志



環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程第 3 条第 1 項に基づく、環境省の所管する競争的研究資金制度への申請資格の制限について

平成 18 年度地球環境研究総合推進費において、不適正な経理処理が確認されたため、環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程（平成 17 年 3 月 22 日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、総合環境政策局、地球環境局）第 3 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請資格を制限したので、同規程第 4 条第 1 項に基づき通知する。

記

1. 不適正な経理処理の内容

平成 18 年度に、地球環境研究総合推進費の研究課題（課題名：熱帯域におけるエコシステムマネージメントに関する研究、代表研究実施機関：国立大学法人広島大学）の共同研究者である国立大学法人岐阜大学（以下「岐阜大学」という。）流域圏科学研究センター教授（当時）であった貴殿は、当該研究課題への使用を目的としない観測機器への支払代金を得るため、第三者の業者に架空の請求書を作成させ、これを基に岐阜大学から当該業者に受託研究費総額 1,856,943 円を不適正に支払わせた。

なお、不適正に支払われた研究費総額のうち、環境省との契約に関する金額は 485,244 円である。

2. 申請資格制限の期間

次に掲げる期間、環境省の所管する競争的研究資金制度への申請資格の制限を行う。

平成 23 年度分から 4 年間